

京 都 大 学 の 講 座 、 学 科 目 、 研 究 部 門 等 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(防災研究所)</p> <p>第 3 2 条 防災研究所に、次に掲げる研究部門を置く。 社会防災研究部門、地震防災研究部門、地盤災害研究部門、<u>気象・水象災害研究部門</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(防災研究所)</p> <p>第 3 2 条 防災研究所に、次に掲げる研究部門を置く。 社会防災研究部門、地震防災研究部門、地盤災害研究部門、<u>気象・流域災害研究部門</u></p> <p>附 則 (令和 6 年達示第 4 8 号) この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</p>